

病棟ごとの看護職員の配置状況

(1) 障害者施設等入院基本料 10 対 1

地域包括ケア入院医療管理料 3 <4 階病棟 35 床>

4 階病棟は、「障害者施設等入院基本料 10 対 1」「地域包括ケア入院医療管理料 3」の施設基準の届出を行っており、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置と患者様の受け持ち数は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 17 時 30 分までの看護職員 1 人当たりの受け持ちは 4 人以内です。
- ・夕方 17 時 30 分から朝 8 時 30 分までの看護職員 1 人当たりの受け持ちは 17 人以内です。

(2) 療養病棟入院基本料 2

<2 階病棟 55 床>

2 階病棟は、「療養病棟入院基本料 2」の施設基準の届出を行っており、1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1 日に 8 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置と患者様の受け持ち数は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 17 時 30 分までの看護職員 1 人当たりの受け持ちは 9 人以内です。
- ・朝 8 時 30 分から夕方 17 時 30 分までの看護補助者 1 人当たりの受け持ちは 8 人以内です。
- ・夕方 17 時 30 分から朝 8 時 30 分までの看護職員 1 人当たりの受け持ちは 25 人以内です。
- ・夕方 17 時 30 分から朝 8 時 30 分までの看護補助者 1 人当たりの受け持ちは 50 人以内です。

(3) 療養病棟入院基本料 2

<3 階病棟 38 床>

3 階病棟は、「療養病棟入院基本料 2」の施設基準の届出を行っており、1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、1 日に 6 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置と患者様の受け持ち数は次の通りです。

- ・朝 8 時 30 分から夕方 17 時 30 分までの看護職員 1 人当たりの受け持ちは 9 人以内です。
- ・朝 8 時 30 分から夕方 17 時 30 分までの看護補助者 1 人当たりの受け持ちは 6 人以内です。
- ・夕方 17 時 30 分から朝 8 時 30 分までの看護職員 1 人当たりの受け持ちは 18 人以内です。